

社会医療法人 白光会

役員等の報酬及び費用の弁済に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会医療法人 白光会(以下「法人」という。)役員等の報酬及び費用の弁済に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規定の役員等の範囲は、定款第4章に規定する、次に掲げるものをいう。

- 一 理事
- 二 監事

(役員等の報酬)

第3条 本法人の役員については、役員としての報酬を支給しない。ただし、この法人の理事が出席する理事会、監事が出席した監事による監査を実施した場合の役員の日当は、1回出席につき旅費等を含み20,000円以下とする。

(役員等の会議等費用の弁済)

第4条 この法人が定款で定めた理事会、監事による監査を実施した場合の費用に関しては第3条の日当に含むものとする。

(改正)

第5条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

付則 この規定は、令和1年12月10日から施行する。